

ID: 1731

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第58条第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<b>【基準】</b> 法第58条第2項の規定による。 第58条 2 第34条の15第2項の規定により開始した家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日